

泉崎村議会議員一般選挙について

☎選挙管理委員会 ☎53・2111

9月30日の任期満了に伴う泉崎村議会議員一般選挙を次により行います。
詳しくは、泉崎村選挙管理委員会へお問い合わせください。

■投票日

令和5年 9月17日(日) 7:00~18:00

■投票ができる人

- ・平成17年9月18日までに生まれた者
- ・令和5年6月11日までに転入届をした者

■告示日

令和5年 9月12日(火)

～期日前投票・不在者投票～

期間：9月13日(水)～16日(土)

時間：8:30～20:00

場所：泉崎村役場村民ホール

※滞在地等において不在者投票を予定される方は、事前に
村選挙管理委員会へお問い合わせください。

(郵便による送付のため)

※請求書は村ホームページで取得できます。

年金生活者支援給付金制度について

☎住民生活課 ☎53・2112

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受取には請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

◆対象となる方

【老齢基礎年金を受給している方】

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方】

以下の要件を満たしている必要があります。

- ・前年の所得額が約47.2万円以下である

◆請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金をお受取いただける方

お受取の対象になる方には、日本年金機構から9月初旬頃に、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し、提出してください。令和6年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和5年10月分からさかのぼってお受取できます。

②年金を受給し始める方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または村住民生活課で請求手続きをしてください。

◆日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗唱番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

※年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』☎0570-05-4092(ナビダイヤル)



厚生労働省
ホームページ
QRコード

Farmer's Market
こころや **お彼岸花市**
2023年9月18日(月)～26日(火)
※9月24日(日)臨時営業致します。
そのままお供えできる花束を
販売、お彼岸用のお供え物など
事前ご予約承ります。
泉崎村川畑37-1 TEL 0248-53-5568

スタッフ募集
①介護員 ②看護師 ③介護補助員(パート可)
※求人の詳細については下記へご連絡ください。
特別養護老人ホーム **ケアハウス泉崎**
〒969-0104 西白河郡泉崎村太田川字金山34
☎0248-53-3450
地域密着型 特別養護老人ホーム **さつきの郷**
〒969-0101 西白河郡泉崎村泉崎字笹立山7-1
☎0248-21-8083

《9月のマイナンバー休日開庁日のお知らせ》

平日の来庁が困難な方は、**9月10日(日)、9月24日(日)** マイナンバーカード申請・交付窓口を開設します。休日窓口の開庁時間は8:30~12:00(最終受付11:30)です。来庁の際は事前にご予約が必要です。

《マイナンバーカードのお受取がお済みでない方へ》

マイナンバーカードの申請がお済みの方で、カードの受取期間が経過されている方は、お早めに窓口でお受取の手続きをお願いいたします。窓口混雑を避けるため**カードのお受取にはご予約が必要です**。事前にお電話またはLINEにてご予約ください。

◆受付日時

平日 9:00~17:00
(9月5日・14日・19日・28日は9:00~18:45)

◆カードお受取時にご持参いただくもの

- ①本人確認書類(運転免許証、学生証、保険証、各種受給者証等※顔写真のない書類は2点必要です)
- ②交付通知書(はがき)
- ③通知カード(お持ちの方)

※マイナンバーカードの代理人によるお受取について

マイナンバーカードは、原則ご本人による住民生活課窓口でのお受取となりますが、代理人によるお受取についても範囲を拡大します。対象者は下記のとおりです。なお、代理人によるお受取の際は、代理人の本人確認書類も必要となります。詳細はお問い合わせください。

- ・成年被後見人
- ・未就学児及び小学生、中学生、高校生、高専生
- ・病気、身体障がいのため来庁が困難な方、要介護、要支援認定を受けた方、身体以外の障がいがある方
- ・75歳以上の高齢者
- ・長期入院者、施設入所者
- ・妊婦
- ・海外留学をしている方



《マイナポイントの申請・申込期限は9月末まで》

令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請された方はマイナポイント対象となります。ただし、9月末までにマイナポイントの申込手続きをしなかった場合、10月以降はマイナポイントの申込・受取ができなくなりますのでご注意ください。



【マイナポイント申込サポートをご希望の方へ】

※9月末は窓口・Webサービスともに混雑が予想されますので、お早めにお手続きをお願いします。
※マイナポイントを受け取ることができる決済サービスについては、マイナポイント事業HPをご覧ください。

◆対象者

令和5年2月末までにマイナンバーカードの申請がお済みの方(カードを既に取得された方も含む)

◆ご持参いただくもの

- ①マイナンバーカード(令和5年2月末までに申請されたマイナンバーカードが必要です)
- ②暗証番号(数字4桁)
- ③公金受取口座の登録を希望する方は、ご本人様名義の口座情報(銀行名、口座番号、支店名等)
- ④各種キャッシュレス決済サービス※詳細はマイナポイント事業HPをご覧ください。

河島工務店

株式会社河島工務店

～豊かな未来を約束する家～

新築、リフォーム、リノベーション等
なんでもお任せください。

お見積り・ご相談無料です。

HP

Instagram

〒969-0102
西白河郡泉崎村大字関和久字十郎兵衛44
TEL:0248-53-3328/FAX:0248-53-4212
Mail:shigeaki.k.0304@gmail.com

印刷のことなら…

有限会社 夕サキ印刷

〒969-0102 泉崎村大字関和久字上野館203
☎0248-54-1500 FAX 0248-53-2030

新しい農業委員と農地利用最適化推進委員を紹介します ☎農業委員会 53・2430

任期満了に伴い、新しい農業委員（8名）が村長から任命されました。

また、農地利用最適化推進委員（8名）が改選され、農業委員会から委嘱されました。

任期は、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間です。



《農業委員とは？》

農地法等に基づく許認可事務のほかに、農地等の利用最適化（担い手への農地利用の集積と集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等）の推進のために活動しています。

《農地利用最適化推進委員とは？》

「今、耕されている農地を、耕せるうちに、耕される人へ、次の農業者へバトンをつなぐ」という取り組みである、農地等の利用の最適化推進が何よりも必要となっている中、農業委員と力を合わせ、組織一丸となって活動を行います。

担 当 区 域			
太田川 農業委員	踏 瀬 農業委員	泉崎① 農業委員	泉崎② 農業委員
大森 秀樹 推進委員	箭内 一美 推進委員	大野 厚海 推進委員	和泉 輝代 推進委員
小針 喜美司	箭内 一二	鈴木 勝美	鈴木 正一

担 当 区 域			
泉崎③ 農業委員	関和久 農業委員	瀬知房 農業委員	北平山 農業委員
有賀 路夫 推進委員	穂積 正徳 推進委員	佐川 ヒロ子 推進委員	菊地 信治 推進委員
中野目 英宏	鈴木 守	鈴木 勝	小林 富美雄

水道メーターの検針にご協力ください

問建設水道課 ☎53・2114

泉崎村ではお客様が使用した水量を量り、水道料金を算出するため、奇数月に検針員が水道メーターの検針にお伺いしています。メーター検針の支障にならないよう、下記につきましてご協力をお願いします。

◆メーターボックスの上には車、物等を置かないようにしてください。

ボックスのふたを開けられず、検針ができない場合があります。



◆飼い犬は水道メーターから離れたところにつないでください。

検針員がメーターに近づくことができずに、検針ができない場合があります。



メーターボックスの上に物が置かれていたり、飼い犬が放し飼いになっていたりすると検針が行えず、泉崎村水道事業給水条例に基づき認定水量となり、本来の水量以上の料金がかかってしまう場合がありますので、ご協力をお願いします。

樹木や生垣等の適切な管理について

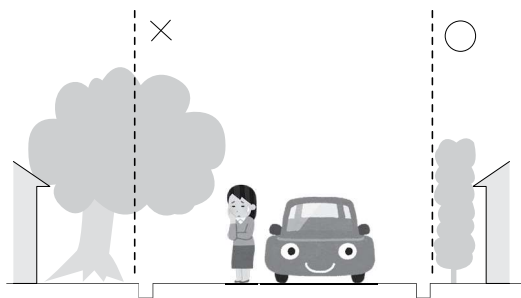
問建設水道課 ☎53・2114

樹木や生垣等の伐採・剪定をして適切な管理をお願いします。

車道に樹木や生垣等が張り出していると通行に支障となるだけでなく、《交通障害》を引き起こす場合があります。

樹木や生垣等が道路にはみ出していることが原因で事故等が発生した場合、所有者の方が《損害賠償責任》を問われることがあります。（民法第717条・道路法第43条）

道路での事故防止のためにも、樹木や生垣等の所有者の皆様には伐採・剪定等の適切な管理をしていただくようお願いいたします。（民法第233条）



左側の樹木は道路に干渉し、歩行者、車両等の交通を妨げる可能性があります。このことが原因で事故が起きた場合、樹木の所有者の方が責任を問われる場合があります。

交通を妨げ、事故の原因をつくらないためにも、右側の樹木のように伐採・剪定等を行うようお願いします。



住まいのリフォームのことなら何でもおまかせ!

あっとリフォーム

白河SR

〒961-0051
福島県白河市
大鹿島前21-1

ご相談 お見積 **無料!**
まずはお気軽にお電話ください。

0248-21-8452

FAX.0248-21-8087

<http://atreform.com/>

あっとリフォーム

検索

受付時間/10:00~17:00 定休日/水曜・第1第3日曜・祝日